

キリスト教古代の女性殉教者再考（その一）

佐藤吉昭

序

成立当初のキリスト教にとって、殉教とはいったい何であったのか。そして、このユダヤの新宗教の周辺への拡大にともなう、隣接した異文化圏での宣教の初期に起こった迫害は、その後の地球上の新世界へのキリスト教の宣教と対比して、どのような接合、関連をもっていたのであろうか。また、それを個人倫理、社会倫理の中で、どのように関連させて理解していたのであろうか。また、われわれはそれを今日どのように理解すべきなのであろうか。さらに、そのような過去の宗教学とその思想に関わる研究が、二〇世紀末の現在、どのような学術的価値を荷いうるのだろうか。このような諸課題を背負って、キリスト教における殉教もまた総合的研究課題に組み入れられることが可能なるであろう。日本におけるキリシタン学習、研究はそれ自体すでに長い歴史をもつが、それは現在もわが国に導入された外来文化史、もしくは文献史、法制史などのジャンルに留まれていることが多く、キリシタン殉教神学、否、そもそも「キリシタン神学」が独自の研究枠を保持していたとは言いがたい。

このようなキリスト教、もしくは、その他の外来諸宗教全ての思想の理解とその背景を背負っている日本において、

殉教という一概念を主題として取り上げる研究には、当初から超えがたい思想史的限界点と制約が内包されていたと言わなくてはならないであろう。ただ、我が国の一六世紀以降の近世史上、キリスト教に関わって発生したすべてのことが、この国に渡来し、共に受難を体験することになった西欧の宣教師たちによって、単純にイエスの受難、古代ローマのキリスト教迫害、そして、その結果としての殉教と直結された形で体験されてきたことが、一外来宗教、思想、文化、つまり西洋の思想と宗教、またそれに深く関わる文化等の矛盾を伴う受容を招いた一原因となっている、とも言えるであろう。無論、その後の、明治期の「西洋文化」の積極的輸入政策に比肩しうる、日本で最初の西洋近代文化移入に関わったキリシタンの重要な歴史的役割は何人も否定できないところである。

筆者は一九八二年以来、AD六四年、ローマ帝国のネロ帝の統治下に始まり、コンスタンティヌス大帝の統治初期に終結した、度重なる古代キリスト教の公的迫害と、その際に生じた多くの殉教者たち、さらに、そこに同時に発生した、殉教者数を遥かに越える数のキリスト教棄教者たちについて考察を進め、また論じてきた。¹⁾ その際の研究作業の視点と基本的方法論は、通常の歴史学、教会史学、社会史学的分析の手法を前提とすると同時に、研究の基盤において、当時の歴史的展開に対応した実践神学的面をも包摂した、あくまで教会側に立った神学的理解と解釈を最も重要な作業方法として導入した。具体的には、ローマ帝政下で各皇帝が決定した公的宗教政策、直接的には、ローマ社会にはまったく未知であった外来宗教としてのキリスト教に対応しようと試みた、もしくは、逆にそれに敵対せざるをえなかった、弾圧政策の内外両面からの評価をも含んでいた。

無論、地中海世界の古代史研究を主目的としているのではないわれわれにとって、ここでの作業を遂行するためには、主題をさらに深化して、それに即応した研究体系をも新たに築かねばならないし、各個人の意味決断をうながす

人間倫理の間隙を縫う深奥な領域にまで入り込まなくてはならない。それらが完全な殉教研究を成功させる大前提となるであろう。

ところで、信仰告白(confession)という形式を特徴とする、啓示宗教としてのキリスト教を信仰し、受容する者は、自己の信仰のアイデンティティ、つまり教会が宣言する信条(Credo)に沿ってそれを確認し合わなければならなかった。他方、対決する迫害者は、為政者側に立った健全な社会の維持に対決する、反国家的、反社会的諸思想、諸道徳を排除する目的で、彼らにとって疑わしいキリスト教徒の信条を簡条ごとに被疑者に問い質すことにより、彼らに政治的圧力をかけ、恐怖心に怯えた全面的信仰放棄に追い込むか、その反社会性を根拠にした死罪を含む処罰の恐怖によって、抹殺に追い込むことも可能であった。他方、この同じ信条は、その裏返しに、キリスト教内部においては、まず「正統と異端」の識別の手段となり、さらには、同じ迫害犠牲者を、むしろ称えるべき殉教者として認定するか、それには値しない単なる犠牲者、もしくは教団からの脱落者、敗北者が自ら招いた罰として、平然と放置することにもなった。

このように、一方で単一の信仰を維持することを目的として信条 credo を作り上げてきた古代の正統派キリスト教においては、原則的には、信仰に基づいた神のもとでの男女平等を大前提としながらも、なお、この信条の受け止めかた、その精神的、深層心理的評価において、男女両性の間に異なった信仰理解の広がりが存在していたであろう。こうした推定が正しいなら、彼らの信仰内容においての男女間の差異が認められないまでも、キリスト教の現実的、自主的理解と受容、たとえば、殉教への対応において、両性の間での性差も明らかに存在するであろう。従って、殉教研究においても、それらに対する何らかの新たな補完作業を必要としていると思われる。

いづれにしても、キリスト教史上における殉教の恒久的課題は、この宗教のもつ「死の神学」と「復活の神学」においてその特質をいっそう明解にしてくれるであろう。

本論者は、そこにいたるまでの道程における研究ノートとして、以上の前提と課題を踏まえて、古代教会迫害期における女性殉教者を主題とした、ホール(S. G. Hall)がすでに提出している研究成果を整理しながら、再確認することを目的としている。

1

われわれは先ず、古代殉教者を主題とした学会発表論文集“Martyrs And Martyrologies”(Studies in Church History, vol. 30 edited by Diana WOOD)に収められたその巻頭論文の検証と評価を試みたい。⁽²⁾なお、同書は総計三三三論文を収め、Stephan Tribullの隠れキリシタンによる一六〇九—一四五年の九州生月島の殉教者崇拜に関する第二二論文も同書に掲載されている。

ところで、この論文集は、一九九二—一九九三年に英国のグラスゴー大学で開催された「教会史学会」[The Ecclesiastical History Society]の発表記録で、同学会会長であるロース(David Loades)は、この学会での主題の導入にあたり、序文で概略次のような共通理解を求めている。⁽³⁾それはホールの主題展開の起点にもなり、また、多様な殉教の実態に関するここでの共通認識を明らかにさせることができるので、要約しておきたい。

一個人にとつて、信仰のために生命を捧げることは、特殊な形での「キリストの模倣」imitatio Christiの実践であり、たとえそれが次の道を歩むことになろうとも、そこでは、当事者も含めて、殉教者自身の救済は常に当然のことと見なされてきている。われわれはそれを、現代の共通視点からも無視することは出来ないであろう。しかし、「このような過激な方法による霊の保証を求めての意図的な探究は、真の殉教は人間に対してではなく、神のご意志への応答でなければならぬ、という基本的根拠に基づいて、思い止まらされてしまう。」だから、この「禁断の木の実」(殉教)を敢えて探し求めることは罪なのであり、探し求めることなく、ただ素直に受け入れることが、目的とする至福に到達する道なのである。このことを端的に証明する歴史事実は、近世のヨーロッパに多発したカトリック、プロテスタント間の宗教対立、宗教戦争、さらには「十字架のもとで、自らにとつての異端者たちの処罰、死罪さえ正当化することを要求した」激しいセクト間抗争が鮮明に物語ってきた。それほどの明白な信仰告白を当初からもち合わせていない日本の風土での伝統的諸宗教、宗派間の紛争においても、このことは多分当てはまるであろう。そこで死者は、明らかに、双方の紛争の犠牲者に留まっていたのであろう。われわれの言語で言えば、殉教死者か否かの資格を確定する根拠は、それを招いた当事者の彼もしくは彼女への告発の「訴因」によって決定される。従つて、たとえその紛争が宗教色を帯びていても、この争乱に巻き込まれた犠牲者はただの犠牲者に留まるはずである。D・ローズの興味ある指摘をさらに加えると、あるひとりの犠牲者が殉教者へと転換(Conversion)されるためには、われわれは、実は護教家 Apologist たちの演出に多くを期待しなければならぬのである。それがうまく成功すれば、アリウ

ス派の迫害によるカトリック側の犠牲者は聖人、殉教者に生まれ変わるが、逆に、後者、カトリック側の攻撃によるアリウス派の死者は、そのまま、ただの犠牲者にとどまる、という不透明さを残すことになる。こうした歴史は、近世以降、ますます政治色を帯びてきていると彼は理解している。

D・ローズは、要約すれば、以上のようなパターン分析をへて、著名なテルトリアヌスの言葉「殉教者の血は教会の種子である」(semen est sanguis Christianorum. Apologeticum 50, 13)を、殉教者は「その教会の中で種が播かれ、水が注がれ、同情を催すプロパガンダによって培養される」という事実を指している、と、拡大的に解釈する。無論、その歴史的前提として、ギリシア語の *μαρτυρ* が元来の「証人」の意味から「殉教者」という新定義に変換されたことを承知の上でのことである。

三

以上のようなD・ローズ教授の *Martyrs And Martyrologies* を主題としたこの学会での基調発言に応えて、ホール (Stuart G. Hall) は古代キリスト教時代全般にわたる女性殉教者の分析と評価に取り組もうとして、難航する。それは、筆者がこれまでの殉教研究でまさに直面してきたことである。つまり、殉教という概念とその歴史的対象は、通常の推理、思考では理解しがたい側面をもっているのである。ホールは「女性殉教者」の存在根拠を聖書に見出そうと努力する。ここでは、旧約のヨエル三章の預言が今や成就し、霊が注がれ、息子と娘たちが預言し、老人が夢を見るときに到来が語られている。この賜物は本来「性や身分や社会の地位を超えて与えられる」(使徒二)ものである。

るから、「(キリストのなかには)もはやユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。」つまり、皆、キリスト・イエスにおいてひとつになるのである。³⁾

ところで、S・G・ホールは、主題の展開にあたり、特に女性殉教者の存在根拠、もしくはその意義をどこに見出そうとしているのであろうか。

四

彼はその根拠を、神がわれわれ男女に歴史上で下された平等な賜物に求めている。神がわれわれに贈られた賜物は、性や身分や社会の地位を超えるものである(ヨエル三・一一、使一一)。そして、「もはやユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなた方は皆、キリスト・イエスにおいて、ひとつだけからです」(ガラ三・二八)とパウロによって語られている。だから、彼が洗礼において言えたことは、殉教にも適用されるのである。「聖霊は洗礼において女性に降るのであり、預言のことは、幻視も与えられ、殉教も行われる。それによって、証人となる機会が与えられ、霊の声を聴いて語るのである。」証人としての殉教者は最早語らないが、現在も生きているのであるから、「適切な気配りをもって」その言葉が聴かれなければならない。エウセビオスが『教会史』六巻四二・一五で記述しているように、彼らはキリストの補佐人(ὑποβοηθῶν)として、その方の判決(κρίσις)に参加する。そして、預いた兄弟たちを受け入れる手助けをしようと考えられてきた。殉教死者を含む初期の信仰告白者(confessor)たちは、当時の教会の状況を反映していたのであり、教会のもつ形式的秩序、それまでの教会が所有し

ていた伝承的カリスマ機能が次第に侵食され、後退する新しい時代に入ったのである。その上、さらにそれと平行して、キリスト教の初期の教師たち (Socratic) と預言者たちの義務と権限が、司祭、司教たちに受け継がれて行く。そして、接手を伴った聖職者の任命権で支持された聖職組織の発展と共に、信仰告白者がそれまで強力に発揮できた特権は、通常の聖職階級へと移行した。

五

それでは、本論文の主題にかかわる女性のキリスト教徒は、初期教会内でのどのような状況に置かれていたのであろうか。教会は、証人となった信仰告白者 confessor に裁決権が与えられていることを承認した。それは当然、世俗世界との有形、無形の法的摩擦と、時にはそれとの対決まで招くこととなる。さらに、彼らの信仰するキリスト教と矛盾したり、対立さえしがちな慣習上の非連続状態を引き起こすことにもなる。当時の家族構成のもとで、奴隸や妻、子供に對する私的、公的ハラスメントに触れて、三〇五年の南スペインのエルヴィラ (Elvira) で開催された公會議は、家庭内暴力に直接言及した文書を残している。

ある婦人が激情に駆られて、女中を鞭で打ち握え、三日後に死にいたらしめた場合に、しかも彼女の死が意図的なものによるか、あるいは偶発的であったかが確かでなかった場合に、もしもそれが意図的であったと認められるなら、この女主人は七年後に再び聖餐に与ることが許されるが、それが偶発的であったとされるなら、贖罪の行為を果たしたのち、五年たつて聖餐に与ることが認められた。⁶⁾

ホールはそれについてこう評価している。ひとりのキリスト教徒の婦人が、こうもたやすく殺人の負い目から逃れられるのなら、恐らく、上述の多くの男女の奴隷たちは、何ら殉教者として讃美されることもなく、ただ空しく、主人の暴力によって死んでいったことになる。ヒッポリトスは彼の『使徒伝承』Traditio apostolica 一六・四一五で、奴隷には、キリスト教徒である所有者の同意なしに洗礼は授けられないし、その所有者が異教徒 (ethnikos) である場合に絶対に洗礼は許されないと主張している。⁽²⁾ この時代を理解、分析する手段としては、現代風の「国家と宗教」の関係論も、人権論からの視点も問題の核心に到達できないままで留まっているのである。

六

S・G・ホールの研究を追跡することで、キリスト教古代の女性殉教者の実態を明らかにしようとしているわれわれにとつて、これまで触れてきたように、著名な殉教者伝、殉教記録の内容を追跡することによつても、女性殉教者の置かれていた真実を簡単には知り得ない状況にあることが判明してくる。当時の家庭内の暴力の状況がどんなであろうと、コリントの標準的キリスト教徒の家庭内で、婦人の服従が守られ、祝福されてきたことは、ローマのクレメンスの『コリントのキリスト者へ』第一書簡に照らして、容認してよいであろう。⁽³⁾ 「あなたたちは人を分け隔てることなく、あらゆることを行ってきたし、神の法令通りに歩み、あなたたちの尊敬を払っていたのだったから。」(一・三) 「聖なる歩みをしてきたこれらの人たちに、多数の選ばれた人たちが共に加わった。これらのひとたちは、嫉妬のゆえに様々な虐待と責め苦を受けており、わたしたちの間ではもっとも美しい模範をたれた。」(六・一) そして、「嫉

妬のために婦人たちも迫害された。彼女たちは、恐らく当時のローマの劇場で好まれた、残虐なストーリーによる悲劇の主人公、ダナイデス、またデルカイのように、嫉妬のために迫害された。」彼女たちはしかし、信仰の戦いでゴールに確実に到達して、身体的には弱者であったのにもかかわらず、名誉ある賞を獲得したのであった(六・二)。本来の劇の中では、このダナオスの五〇人の娘たちはエジプトから連れてこられた求婚者であったが、彼らはこの女性たちを初夜のベッドの中で切り捨てていたし、デルカイは、救い手もないアンティオペーに向けての彼女たちの残忍きわまりない行為に対する罰として、彼女たちの髪を牛の尻尾に結び付けて、死に追いやった、というのである。第一クレメンス書簡のこの個所の引用の意図とその解釈は不可能のように思われてきたが、ブレンネックの論文 *Danaiden und Dirken. Zur 1 Clemens 6, 2 [Z. f. KG 2 (1977) pp. 302/8]* がその解決の方向を暗示している、とホールは言及している。われわれはブレンネックの論文を入手できないので、彼がそのような解説のための素材と解釈をそれによって学んだと告白している、ツィーグラー (A. W. Ziegler) の、現在においてもなお卓抜しているクレメンス研究論文 *Neue Studien zum ersten Klemensbrief. (München 1958)* の結論を追ってみたい。

七

競技者は勝利の賞品のために闘い、彼のあげた功績に対して、同時代の人々、そして後世の人々の間で名声を獲得する。その名声を自分のためだけでなく、その名誉のために戦った自分の故郷と出身の町のためにも獲得した。彼の町は、彼に対して銅像を作り、後世の人々が彼の賛歌を歌えるための特権を授ける。このような古代にありふれた賞

賛の理念をクレメンスは受け継ぎ、それをキリスト教化したのであった。それが、クレメンス第一書簡第五章であり、その中で古代の賛辞の形式が明白にされている。クレメンスは名声(εὐνομία)について語っているが、それは古代の名声の概念をそのまま受け継いでいるのではなく、むしろそれをキリスト教化しているのである。異教世界の古代の榮譽の理念は、自己の観念から見られ、自分のポリスのために自分を捧げているのだが、神々への愛から発する謙虚な自己献身が前面に出ることはなかった。それが、あのイエーガーの言う、古代のパイディアの本質を占めていたのである。そして、このようなツイーグラーからの暗示に基づいた研究結果を、ブレンネックの論文を媒介にして、ホルは引用している。

第一クレメンス五―六における使徒、殉教者のすべての記述は、古代のレース競技の用語を用い、その殉教の経過過程が、古代陸上競技の専門語で表現されていることが推測できる。要点は次の通りである。競技の際に、女性と男性は同伴した。つまり、二人でペアをつくって参加した。したがって、この場合の殉教競技において、その男女は同じく勝利者となり、勝利の冠を授けられたのである。さらに、神話表現を用いた或る版では、ダナイデスは求婚者たちによって互いに競われる相手とされた。いづれにしても、婦人たちは決して男性達への賞品と見なされるのではなく、男性と共に、同じ名誉ある賞の獲得者なのである。ただ、創世記の人祖の誕生の記事、イヴがアダムの誕生の後で、アダムの体の一部から誕生したなど、創世記二章二一―二四の記事に沿った解釈を反映し、また、そうした解釈が普及し、ローマ時代の男性優位観と同調することになった。しかし、彼女たちは肉体上の弱さにもかかわらず、男性と同様に気高い。若干の後期の殉教者伝では、当時の慣習に流され、婦人たちは一般的に低く置こうとしていた社会環境が普及したことが見てとれるが、他面、男性同様の、あるいは、女性の受難にあたって、男性を凌ぐ勇氣ある

態度は常に評価されてきた、といつてよからう。

これまで解釈が困難な個所として使徒教父文書で放置されていた、ローマのクレメンスの第一書簡六の解釈、とりわけ、古代教会における女性の位置付けを巡り、現代の課題としての女性論との関連を意識しつつ、ツイーグラの原著の記述に再度詳細に触れておきたい。¹⁰⁾

われわれは第一クレメンス書簡のなかに、もうひとつの栄誉称号を見出すのである。それは闘技そのものに属しているものではないが、それにも関わらず、古代の闘技に関連して用いられている。つまりそれは ἀνδρες (男子諸君) という呼びかけである。古代において、競技は今日と同様、主として男子たちによって、また若者たちによって争われたからである。しかし、特に古代後期においては、女性たちもまた競技に参加した。しかしながら、スポーツはいわゆる「強い性」が己の力を試し、記録によって勇敢さを証明する機会であった。スポーツと親近関係にある兵役もまた、男性のものであった。「ἀνδρες」(男子諸君) という呼びかけは、特に公的生活においては、尊敬すべき男性の人格が強調的に際立たされていることを意味した。この呼びかけ「アンドレス」はまた、民衆の集会や、その他の重要な機会にあたって、特に強調をこめて使用されていた。プラトンの『アポロギア』において、ソクラテスは彼を裁く裁判官たちに古典形式で, ἀνδρες Ἀθηναῖοι 「アテネの (男性) 諸君」と語っている通りである。

八

テルトリアヌスは彼の『護教論』(Apologeticum) 五〇・一で、当時の異教徒のキリスト教への批判と追及を記録し

ている。「もしもお前たちが受難死を望んでいるなら、われわれがお前たちを迫害することになぜ不平を言うのか。」ユスティノスもまた、『弁明第一書』五・一で、彼らに「それならお前たちは皆自殺して、今すぐ神のところへ行くがよい」と突き放される。その上、グノーシス派のキリスト教徒からまで、「おまえたちがしていることは、純然たる自殺行為だ。」それを許すことは、「神ご自身を殺人者に仕立てている」ことだと非難される。しかし、他方で、この主体的自殺行為は軽蔑されるどころか、帝国内で高い評価を得ていた。先ずはストア派で、自ら完遂された死は、賢者の「平静」apatheiaに通じていた。それは、セネカの残した言葉「*aequo animo debet reditus exire*」(平静な心もて、死の旅路に旅立つべし)と比較することができる。また、同じことは『パイドン』三以下の、ソクラテスが自ら毒杯を仰いだ、理想化された自殺ともイメージが重なるのである。それが前述のテルトリアヌスの *semen est sanguis Christianorum* を導き入れたのである。哲学者といわれる護教教父殉教者ユスティノスも『第二弁明』一一・一で、「わたしはキリスト教徒が中傷されても、死を恐れず、すべてを恐れず生活する、そういう人が悪徳や好色の生活を送るはずがないと思った」と讚美の言葉をのこしている。(未完)

註

単論文：

- (1) *Martyrdom and apostasy* [Eusebius, Christianity, and Judaism. Wayne State University Press 1992. p.619-634]
同 和訳(古代キリスト教世界における殉教と棄教 エ
ウセビオス研究3) リットン社 1992
- 『殉教—日本キリシタンから古代キリスト教へ』(一)一九八二(二)一九八三、(三)一九八四、(四)一九八五、(五)一九八六、(六)一九八七 [京都産業大学世界問題研究所紀要]
『キプリアヌスの「棄教者論」考察』京都大学『基督教研究』六号一九八三

『キリスト教殉教思想における象徴構造』一九八六京都
大学人文学報六〇

『古代教会殉教研究の方法論的史観をめぐって——
Dorothea Wendebourg の古代キリスト教殉教研究の検討』
一九九四—五 京都産業大学世界問題研究所紀要。

なお、女性研究者による、古代教会の女性殉教者研究に
ついては、以下の研究論文、著作を対象に、その分析、評
価を試みてきた。

- Wendebourg, Dorothea: *Das Martyrium in der Alten Kirche
als ethisches Problem.* (ZKG 98, Bd 1987 Heft 3, S.295-320)
- Butterweck, Christel: *Martyriumssucht in der Alten
Kirche?* Tübingen 1955.
- (2) 上の論文集 MARTYRS AND MARTYROLOGIES 1993 は
一九九二年夏と九三年冬に開かれた The Ecclesiastical
History Society の大会で発表されたスピーチ三十三篇を編集
した Blackwell Publisher, Oxford から九三年に刊行された。
S. G. Hall の論文は p.1-21.
- (3) *ibid* p.xv-xviii.
- (4) ガントム三・一一八
- (5) Eusebios: *Historia Ecclesiastica* 6, 42, 5
- (6) J. Stevenson, *A New Eusebius. Documents Illustrating in
History of the Church to AD 337*, 1987, p.200.
Text and commentary in Hefele-Leclercq, *Histoire des*
- Conceles 1907, I, 1, pp.221-64.
- (7) Hippolytos, *Traditio apostolica* 16, 4-5 参照。
- (8) クレメンヌ書簡の和訳に関しては、小河陽氏の講談社版
の翻訳を使用し、もしくは参照をせよとした。
- (9) Adolf W. Ziegler: *Neue Studien zum ersten Klemensbrief.*
Manz Verlag, München 1958. 筆者は一九六三—六五年同教
授のもっとも助手を勤め、その際本書を贈られ、本書の日本
での自由な紹介の機会を望んでまわられた。
- なお、回巻は、Clément de Rome: *Epître aux Corinthiens*
(Sources Chrétiennes 167) ed. par Annie Jaubert 1971, pp.30,
110. 上の本の教の研究書と対して用いた。
- (9) *ibid.* p.35. cf. Jaeger, W. Wilhelm: *Early Christianity and
Greek Paideia* 1961. Harvard University Press.